

令和3年度第7回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和4年1月20日（木）午後1時30分から
場 所	静岡県庁別館8第一会議室A、B
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）12名 秋山 信彦、今泉 文寿、岡村 聖※、岸本 年郎、小泉 透※ 斎藤 貴江子、立蔵 洋介、坂東 英代、東 恵子、森下 祐一（副会長） 横田 久里子※、吉崎 真司（会長） ※印は、WEBでの参加者</p> <p>○事業者等 株式会社ブルーキャピタルマネジメント 神奈川調査設計株式会社 一般財団法人日本気象協会</p> <p>○事務局（県側出席者） くらし・環境部、環境局長、生活環境課長 ほか</p>
会議内容	審 議「(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業 環境影響評価方法書」について
配布資料	<p>令和3年度第7回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員・事業者等・事務局） 配置図</p> <p>【資料1】 前回審査会(12月18日開催)における委員からの意見等に対する事業者の見解</p> <p>【資料2】 答申案</p> <p>【資料3-1】 答申調整表(関係市長意見、審査会委員意見、庁内関係課意見)</p> <p>【資料3-2】 答申調整表(住民等意見)</p> <p>【資料4-1】 審査会委員の意見(その他意見)</p> <p>【資料4-2】 関係市長の意見(その他意見)</p> <p>【資料4-3】 庁内関係課の意見(その他意見)</p> <p>【その他】 サイトAパネル設置イメージ詳細（事業者当日配布）</p> <p>関連図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書・要約書 ・環境影響評価法・施行令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針

1 開会

(事務局)

ただいまから、令和3年度第7回静岡県環境影響評価審査会を開催いたします。

それではまず、本日の会議の成立要件を確認させていただきます。御手元にあります次第の次のページ「委員表」を御覧ください。本日12名の委員の皆様の御出席となっております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められました「委員の過半数の出席」との審査会の開催要件を満たしていることを御報告いたします。

2 審議

(事務局)

それでは次に次第の2に移ります。

本日は、伊豆市上白岩と伊東市鎌田を事業実施想定区域としている(仮称)伊豆スカイラインCC太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価方法書について、2回目の御審議をいただきます。今回は委員の皆様と関係市長、県庁内の各関係課、住民の皆様からいただいた意見に対する事業者の見解について説明を受け、御審議いただきました。今回は12月18日に開催しました1回目の審査会でいただいた委員の皆様からの意見等に対する事業者見解について説明を受けた後、意見交換を行っていただきます。意見交換が終わりましたら、休憩を挟んで答申を審議いただきます。

続いて審議における留意事項を御説明いたします。本日は一部の委員と事業者はWEBでの御参加となっておりますので、円滑な審議のため発言者は発言の前に御名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは審議を開始させていただきます。初めに前回12月18日の審査会で、委員の皆様からいただいた意見に対する事業者からの見解につきまして、事業者の方から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1) 事業者説明(資料1)

(事業者)

それではお手元の資料1に従いまして御説明をさせていただきます。

まず、サイトAにつきまして、意見ナンバー3、4、5で御意見をいただいております。今回、詳細な資料を御用意させていただきましたので、まずサイトAについて御説明させていただきます。

サイトAにつきましては、FIT法におきまして、本事業が当初、サイトAの土地で認定を取得しておりますので、設備を設置する必要がルール上ございます。サイトAのパネルの設置枚数等について前回御意見をいただきまして、設置方法等を社内で検討を進めている段階でございます。当初、正式な資料として事務局の方から

資料を配っていただく予定でありましたが、設置枚数の確定に自社の方で時間がかかりまして、事務局の印刷が間に合わなかったため、弊社の方で印刷した資料をお配りさせていただいております。

まず、枚数につきましては、当初、最大 15 枚と御説明をさせていただいております。今回、弊社の電気技術部門での設計精査の結果、現状は 2 枚で計画可能ということがわかりましたので、最大 15 枚から 2 枚と訂正させていただきます。

伐採、造成を行わない点については変更がございません。また、サイト A にはパネルのほか、パワーコンディショナーを 1 台設置いたしますが、縦横 80cm ほどのサイズになりまして、架台の所に吊るすような形で設置するような方法を検討しております。

また、土地の位置といたしましては、県道沿いの土地になっております。前面には歩道等もないような場所になりますが、設置位置は自営線の兼ね合いもありますが、できるだけ人目に付かないような所に設置したいと検討を進めている段階になります。基本的には自営線につきましても、架空線の方が土地を改変する面積が小さく影響が少ないのではないかと考えておりましたが、道路からサイト A にかけて電線を這わすことを考えております。しかし、ここは国立公園区域ですので、まずは環境省の方とも今後景観等を含めて相談して、工法を選定していきたいと考えております。また、このサイト A から連系地点までは低圧線で 9.5 km、サイト B のゴルフ場から連系地点までは高圧線で約 7 km、合計、自営線は 16.5 km となります。自営線の施工方法につきましては、現在、各担当行政と協議をしながら設計を練っておりますので、準備書においてその辺は提示させていただきたいと考えております。

次に、工事関係車両につきまして、ナンバー 7、ナンバー 29 で御意見をいただきました。方法書 237 ページを御覧いただきますでしょうか。こちらに工事用車両の主要な走行ルートをおオレンジ色で記載させていただいております。工事の大型車両、重機、設備搬入車両の通行は、すべて有料道路である伊豆スカイラインを使用いたします。ただし、従業員、作業員の通行につきましては、下の一般道も使用することを考えているところでございます。造成に伴い想定される工事関係車両は大型車両が最大 10 台を予定しております。設備搬入工事の時点におきましては、今後の工程の組み替えにより変動はありますが、一時的に最大で 20 台程度になることも予想されますがそれ以上になることはないと考えております。ただ、現在、伊豆市との協議をしておりまして、造成の資材等につきましては、伊豆市様との協議の中で仕様の変更になりますので、この資材の仕様によっては、その 10 台が若干上下する可能性はございます。

次に、盛土の高さ、残土の点でナンバー 15、26 で御意見をいただいております。現在は残土が出るような計画になっておりますが、メンテナンス通路の配置を検討しております。このメンテナンス通路の中で土量配分を調整したいと考えております。準備書では正確な位置、土量をお示ししまして、基本は場内処理として、場外への搬出はない計画として出させていただきたいと考えております。

(事業者)

続きまして、水質の10番、11番のところで、降雨時に危険を冒してまでも調査を行うことは求めないということで、商用電源がない場所でも可能ではないかという御意見をいただいております。その件につきまして、ここに記載したとおりですが、無人の調査につきましては、河川に水位計や濁度計を設置をすることで、調査自体は可能ですけれども、河川管理者との協議において、実際の機器の設置というのは協議する必要があるという状況で、また、仮に出来たとしても、流量自体が増加すると流されてしまうおそれもございます。それから、下流の農業用水の取水口を塞ぐようなことがあればかえって周辺の住民の方に御迷惑をかけてしまうので、慎重に対応していきたいと考えているところです。現在のところ、降雨時調査につきましては一雨40mmとか時間雨量10mmの降雨があるときの調査を実施できればと考えてございます。

続きまして、動物関係でございまして、19番でいただいている意見で、冬季調査につきまして、通常アセスでは実施しないからというのはよろしくないのではないか、という御意見もいただいております。こちらにつきましては、文献上で抽出された爬虫類7種類、両生類10種類については、春季から秋季にかけての調査で生息状況を把握できる、確認はできると考えてございます。こちらの10番の回答で繰り返しにはなるんですけれども、冬眠中の確認を行うことは土地の改変を伴うような調査となることから控えたいと考えてございます。

さらに、21番でモリアオガエルについての意見をいただいております。「確認されてない」というような書き方でしたが、統一されていないのではないかというような話がありました。文献上ではモリアオガエルが抽出されており、見解の統一を今後行っていきたいと考えております。以上です。

(資料について、事業者より「庇護」→「瑕疵」の訂正あり。)

(事業者)

今の水質の件について1点補足ですが、基本的には、弊社としては水質の無人調査につきまして、まずやるということを前提に検討を進めていきたいと考えております。以上、弊社からの見解になります。

(2) 質疑応答

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今の事業者さんからの説明につきまして、御意見、御質問等があればよろしくお願ひいたします。それから、前回の審議を踏まえまして、いま説明いただいたこと以外でどうしても確認したいということがあれば、よろしくお願ひいたします。どなたからでも結構ですから、よろしくお願ひいたします。

(会長)

では、私からいいですか。

どうしても前回の水質の件がよくわからないので確認をお願いしたいのですが、市長意見でも同じような工事中における出水の濁水予測についての質問があったかと思いますが、その中で事業者のお答えが、「環境影響評価においては、通常範囲の降雨があった際に、どのような環境保全措置をとることによって、いかに周辺環境への影響を回避または低減できるかを検討することが主題であって、大雨の対策を検討することは防災対策の範疇である」とありますが、それは、アセスの、県でも国でも良いですが、どこかに書かれていることでしょうか。つまり、水質汚濁も含めて降雨の調査というのはあくまでも通常範囲の予測をすればいいのであって、大雨時の予測はアセスの対象外であると読み取れますが、そういうことはどこかに書かれているのでしょうか。通常は適切なデータがとれる時期と内容で調査をすると書かれていると思いますが、そこについて教えていただけますか。

(事業者)

アセスにおきまして、通常範囲の降雨でいかに環境保全措置を考えるか、これについてははっきりと書かれた文書は今のところ見当たりません。これは、平成30年当時に法アセスの顧問をやられていた、清野顧問という方ですけれども、その方の御意向をお聞きして、それを元にお答えしたというところでございます。

(会長)

その場合の「通常範囲」というのをどうお考えですか。

(事業者)

通常範囲としますと、本当に弱い雨。時間雨量3mmまでが普通の雨ですけれども、それではやはり不足するというふうには考えております。

(会長)

今回は、どういうことになるのですか。この一雨40mmでというのは。

(事業者)

一雨40mm。最初、時間雨量10mmで書かせていただいたのは、時間雨量10mmぐらいの雨が予測されますと、一雨大体30mmから40mmになるんです。それで、一雨40mmぐらいの雨、それを狙っていこうということで、判断をいたしました。

(会長)

それで今、我々としては、土地の安定性、土壌及び土砂の流出抑制、水質汚濁、そういったことを加味して十分な調査をやっていただきたい、それから、これについては住民からも非常に大きな不安が寄せられているので、そういうことを加味して十分な調査をやっていただきたいという趣旨で、この会議でお伺いしていると思い

ますが、ここの部分だけは少し納得がいかないと言いますか、通常の範囲だけで調査するのであれば、あまりアセスを行う意味を感じないと言いますか、どんなに予測・評価しても大したことがないという結果しか出そうにないことを最初から行うのか疑問に思わざるを得ないです。もう少し具体的に、どういう理由で固定観測ができないのか、なぜ連続して無人で出来ないのか、ということの方法書の中で検討していただきたいと思います。

先ほど言った顧問の方のお話というのは、ここに出てくるということ自体、あまり客観性がある話ではないと思っております。

それからもう一つですが、安全性のことを盛んにおっしゃるわけですがけれども、私がいただいている情報ですと、他の地域では既に事業者と管理者との間で話が進んでいて、無人で固定観測をすることについて協議が進んでいるとお聞きしています。お話を聞く限り、河川管理者と協議した結果、管理者も「なるほどそこでそういう調査をすることは危険だ」と了解したということでお話をいただいている様には見えないのですが、既に河川管理者と協議された結果がここに書かれているのですか。それとも、今、事業者の希望として、そういうことはやる必要がない、もしくは、行うことは危険であるという考えでお答えいただいているのかを教えてください。

(事業者)

申し訳ございません。この本案件につきましては、まだ河川管理者との協議はしておりません。弊社の方でも他の案件での経験上、行おうと思った時にできなかった経験がありましたので、それで回答をこのようにしている次第です。ただ今回もう一度同じ管理者にはなりますが、そこと、あとは他の市の所では、市の河川についてはOKをいただいたような事例も伺っておりますので、ここも伊豆市とまずは協議したうえで、どのような設置方法ができるのかというのを、今後協議したうえで準備書に記載させていただきたいと思っております。

(会長)

是非よろしくお願ひします。住民からもたくさんの不安の意見が寄せられているので、本当に行う必要がないということであれば、それはそれで構いませんが、やはり管理者と話をさせていただいて、可能であれば不安を払拭できるようなデータを取るといふことで、是非努力いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

他にござひますか。

(副会長)

先ほど説明されたサイトAですが、最大15枚が2枚で良くなった理由を簡単にお願ひします。

(事業者)

最初は、パワーコンディショナーの最小起動出力と電圧の関係で15枚にしましたが、できるだけ枚数が少ない方が環境上非常に良い方向性ですので、パワーコンディショナーとパネルとの関係を検討して、パワコンの最小動作電圧が2枚でできるということで2枚にしました。これで0.8kWを発電できることになっております。

(副会長)

そうすると、設計イメージは、この2枚の所にパワーコンディショナーを設置されるということですね。

(事業者)

そうですね。このパワーコンディショナーの架台があつて、架台の杭のところに斜材を入れて、斜材のところにパワーコンディショナーをつけますので、パワーコンディショナーのための設置面積は他には必要はないです。この架台の設置面積が全てでございます。

(会長)

最終的に2枚になるということですね。今回の発電事業に占めるサイトAの役割、比率は、全体の枚数分の2しか役割を果たさない場所だと。我々から考えると、そこまでして2枚を設置して10km以上の線を敷設するのは、事業者にとっても非効率、不経済な気がします。それは協議の結果どうにもならないことということで、そうなのですか。

(事業者)

自営線も長いですし、できればサイトAがなければと思うところもありますが、やはりFIT法上のルールで、いまの弊社の事業性の根本の単価と、この事業の認定を継続するという点では、サイトAは必須になります。

(会長)

必須になる。

(事業者)

はい。

(会長)

それで、置くのはパネルとコンディショナーということですね。

はい、わかりました。

(委員)

サイトAについてお伺いします。パネルが大変少なくなりまして2枚になりました。このパネル1枚のサイズをお伺いしたいことと、図にありますが、架台に吊り下

げるような形でコンディショナーを置くということですね。先ほどの説明では、設置場所は環境省と検討するといった説明がありましたので安心しましたが、こういったパネルとコンディショナーの周りには必ず人や動物が立ち入れないようなフェンスといったものを設置します。こういったフェンスなどの付帯設備についても影響評価の対象だと私は思いますが、その点を教えてください。

（事業者）

まず、最初の御質問のパネルの面積でございますが1枚が約2 m×1 mになります。またフェンスにつきましては、電気設備ですのでやはり必要になります。ただ、いま検討しておりますのが、このフェンスにつきましても緑化フェンスですとか、何かしら景観等にも配慮することを考えております。

（委員）

一般的な2 m×1 mのパネルサイズだと判断しますが、この上に吊り下げてコンディショナーを設置するとあまり面積は取りませんよね。しかしながら、周りにフェンスを設置することになりますと、もちろんフェンスの緑化というのは今後の話かと思いますが、設備の規模やフェンスについて、景観配慮や周辺環境との関わり合いについてお示しいただきたいと考えております。

（事業者）

そこにつきましては、今後検討してまいります。緑化フェンスと言いましても、緑化するフェンスの樹種はできるだけそこにあった樹種を選定するとか、そういったことをいま考えてはいるんですけれども。

（委員）

道路から見えない所という御説明がありました。そういった意味では遮蔽といえますか、周辺環境と溶け込んだということになるかと思いますが、様々な意味で配慮していただきたいと思えます。

（事業者）

はい、かしこまりました。

（会長）

他にございませんか。はい、お願いします。

（委員）

動物に関する調査のことで、先ほど御説明いただいたことと関連して、モリアオガエルのことで2つの質問、意見があります。

1つは、先ほど御説明いただいた中で、冬の調査を実施しない理由ですが、「土地の改変を伴うような調査を控えたい」と。これは詭弁になると思うんですね。少し石

を起こしたり少し掘ったりすることを土地の改変を伴っているというのは、法律上はそうなのかもしれませんが、自然環境に与える影響はそういうものではないので、この言い訳のようなものはない方がむしろ良いと思います。一方で、春季から秋季の活動期で十分確認ができるというのは、それがそこに生息しているかどうかであって、〇〇委員の意見は冬季に生息場所を移動するからこそ冬季調査を行う必要があると言っており、これは「いるかいないか」の話ではなくて「冬にどこにいるか調査をしてほしい」という話です。したがって、これは質問と回答がねじれている、それから土地の改変を伴うというのは詭弁だと思います。

それに関連することですが、生息しているかいないかの調査ではなく、それをどうやって守るかという話になった時に、冬の調査が必要になるだろうということが関連してくるのですが、20番の事業者見解で、「保全すべき種が確認された場合には、保全のための生息地の保全や創造など」ということを書いていただいている、ここでいう「保全すべき種」とは、どういうことを想定されているかということをお聞きしたい。例えば、保全すべき種が出てきた場合には、これはやはり冬季にどこに棲んでいるかというのは調査しなければいけないと思います。その辺が意見と回答がいまだ少しかみ合っていないように思いますので、その辺の見解をお聞きしたいということ。

モリアオガエルについて、私がなぜ前回出したかということ、住民の方がそれが棲んでいることを気にされているからです。モリアオガエルをここで書いている保全すべき種と考えていらっしゃるかどうか。ただその場合に、保全すべき種だと考えられているならば、それが冬季にどこにいるかというのを調べておくべきだろうというふうに思います。その辺のことが、まだ前回の意見に対するお答えが煮詰まっていないうか、検討がされていないような気がするので、少しお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(事業者)

こちらにつきましては、気象協会から回答させていただきます。

(事業者)

いま、〇〇委員が言われましたとおり、冬季についてですね、詭弁であるというようなお話しがございましたけれども、実際のところ、冬季にこのような両生類、爬虫類の調査を行うこと自体、なかなかないというのが実際のところでございます、実際にやりますと、本当に、土を剥がすとか、そんな事を実施しないと、なかなか生息の環境を把握するというのは難しいところがございます。ただ、このように御意見を言われていますので、実際にこの冬季に実施するかどうかというところはちょっともう一度、調整させていただければと思っています。

それと、保全すべき種が出てきた場合といったお話もございましたので、そこも合わせて考えさせていただきたいということでございます。ただ、保全すべき種としまして、どういった種を考えているかというところでは、今、方法書に挙げておりますが、重要種に挙がってくる種を対象にして考えたいと考えてはおります。も

ちろん、モリアオガエルといったところで、前回も〇〇委員から御質問いただきましたけれども、モリアオガエルについては、保全すべき種の一つであると考えております。ですので、その冬季にどういった所に棲息しているのかといったところについては、もう一度検討させていただきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。いるかないかの生息の確認のための調査と保全のための調査が違うということを確認していただいたうえで、そもそも保全をしようとなった時には、冬だけの話しではなく、どういう行動圏を持っているのかとか、どこで繁殖しているのかとか、そういったことを全体的にみる必要があるので、そういった計画作りのための調査というのも守るためには必要ではないか、ということをお願いしているのですが、生息の有無の確認と保全のための調査は別だと考えていただいて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(事業者)

ありがとうございます。その観点、考えながら進めさせていただきたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。私も、石ころを剥がすような作業が土地の改変というのは、多分これに限らず、通常、石ころを剥がしたりする調査は普通にやりますよね。ですので、ここでそれが土地の改変を伴うから控えたいとなってしまうと、通常の調査もなかなか難しいとお考えになっていると考えざるを得なくなるので、この辺りについては、すいませんがもう一度御検討をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。他にございますか。はい。

(委員)

先ほどの会長の質問に関係しますが、水の濁りに関してですが、今回、調整池を設置することで水の濁りを解消しようということだと思っておりますが、その調整池というのは時間雨量3mmとか10mmといったレベルの雨の濁りを解消するのが目的でしょうか。

(事業者)

はい。設計を担当している者です。降雨確率につきましては、調整池そのものは50年確率というものに基づいております。50年確率がどういう雨かというのは想像できるかと思いますが、まず人が調査できるような状況ではありません。その近辺に人が立ち入ることも危険です。「通常」と先ほどもお話が出ましたが、行政さんがどのぐらいを考えているかと言いますと、通常は下水道の基準5年もしくは10年ということがあります。これはどのぐらいの降雨強度かと言いますと50mmに相当します。ですので50mmと考えていただいてよろしいかと思っております。

(委員)

ありがとうございます。50年確率の降雨について調査するというのはもちろん難しいとは思いますが、やはりその施設が3mmとか10mmといった雨ではなくて、もっと高い雨を対象に設計されているので、できる限りというか、可能な手法を検討していただいて、できるだけ大きな出水に対する環境の影響評価をしていただくということが必要かと思います。以上です。

(事業者)

調節池や沈砂池を造りましたら、その排水の濃度が例えば10年確率で降った時にどのぐらいの濃度で出ていくのかという予測については、十分実施が可能でございます。それに対する評価はできると考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。では、お願いします。

(委員)

今日の資料ではなく、前回の資料2の12ページについて質問したいのですが、よろしいでしょうか。

(会長)

ちょっとお待ちください。

(委員)

前回の資料2の12ページの「関係地域の範囲」というところで、影響が想定される範囲として大気質とか騒音とか水質とかが書かれていて、ここで水質では、200m程度が影響の想定される範囲とありますが、これが意味する数値は何なのかを教えてくださいたいです。

(会長)

水質汚濁についての調査範囲で、事業地から200mとする意味ということですか。

(委員)

そのように理解しても良いのかということをお聞きしたいのですが。

(会長)

はい、ちょっとお待ち下さい。前回資料の2ですか。

(委員)

はい、12月17日開催の資料2の12ページ。前回少し時間がなかったのでお聞きできなかったのですが、なぜ我々が上流地域でかつ降雨の時に調査をしていただき

たいかということの1つの理由が、この水質が仮に200mという範囲に影響が想定されるのであれば、やはりその影響が出るとされる地点でしっかりとモニタリングをして、影響評価をすべきではないのかと思うのですが、その数字の意味を教えてくださいなればと思います。

(会長)

なぜ200mかということですね。

(委員)

はい。そこに影響があるとされているというのに、その地点で調査をしないことが少し理解ができないという意見になります。以上です。

(会長)

はい。では、よろしくをお願いします。

(事業者)

200mと書きましたのは、その沈砂池の排水溝から200mの範囲にある河川、もしくは常時水流、沢、それを意味しておりまして、それがいまの調査地点まで続いておりますので、人間活動のある場所での水質調査地点を選定したわけでございます。

(委員)

そうすると正しい影響の調査ができないということで、我々はそういう影響のない上流地点での評価をお願いしますということに繋がっていると思うのですが。そこで観測ができなければ、自動観測等々で観測をお願いしますということ意見を申し上げております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にございませんか。

私から最後に1つだけ。前回市長から植物の冬季調査についての指摘の中で、お答えいただいている中で、「冬季のみに特化して開花する植物種が存在しているのであれば、冬季に調査する意味があるかと思いますが」というその間に「例えばキタミソウ」と書かれていますけれど、キタミソウというのは単なる偶然でここに書いたものなのか、何か意味があってここに書かれているのでしょうか。キタミソウの現在の分布について承知してなかったのか。想定されるからそう書いているのか、それとも単にどうしても冬季に調査しなければいけないとなると、それくらいしか浮かばないということで書いているのか教えてくださいな。

(事業者)

すみません。話若干ついていけなかったところがあって、キタミソウというのが出てきたのは、どちらでしたでしょうか。

(会長)

資料3-1の144番。

(事業者)

気象協会です。回答が遅れて申し訳ございませんでした。この種名に関しましては、ここに出ているというわけではなく、例えばの話で、種名としてお書きしたところでございます。

(会長)

この伊豆スカイラインの、例えば事前の資料調査でキタミソウの生育情報があるからそういうことではなくて、全く偶然という。

(事業者)

このような種が出ていれば、といった例として種名を挙げさせていただきました。

(会長)

なるほど。要するに、冬季でなければ確認できないような種の例として、偶然、キタミソウを挙げたという理解でよろしいですか。

(事業者)

はい。その御理解です。

(会長)

はい、わかりました。他にございませんか。

(会長)

では、特に委員の皆様からこれ以上の質問がないようですので、質疑応答はここまでとさせていただきます。事務局の方、よろしいですか、一旦お返りする形で。

(事務局)

御審議ありがとうございました。事業者の皆様にはここで御退席いただきます。ありがとうございました。

それでは、ここで5分ほど休憩いたします。2時半からの再開ということで、願いたします。

3 答申の調整

(事務局)

それでは審議を再開させていただきます。引き続き、会長、審議をお願いいたします。

(会長)

それでは、次第3で、これから答申案の調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。始めに、事務局の方から答申案の内容について説明をよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料3-1と資料2を同時に見ながらお聞きください。

(事務局)

会長から御説明がありましたように、答申案の作成におきましては、お手元の資料2から資料4がありまして、少し色々と分かれておりまして見にくいところがありますので、まず簡単に資料の見方と言いますか、使い方について御説明します。

資料2につきましては、答申案の全文になります。委員の皆様には事前に郵送させていただいておりましたが、用語の統一や文書の表現の見直しなど、一部変更をさせていただいております。変更箇所は下線部分となりますが御了承ください。

資料3-1につきましては、市長意見、審査会委員の皆様のお意見、庁内関係課の意見を事業者の見解と合わせて並べておりまして、答申案と対応させたものになります。ただし、資料3-1の一番右の答申案につきましては、修正前のものとなっておりますので、大変恐縮ですが、答申案の内容につきましては、資料2の文章を基に修正等の御意見をいただければと思います。

また、意見概要書、住民の皆様からいただいた意見につきましては、件数が大変多いので、別に資料3-2としまして取りまとめております。資料3-2の住民意見に対する答申の意見につきましては、答申ナンバーを資料3-1、3-2にそれぞれ付けてありますので、それで合わせて御確認いただければと思います。

また、いただいた意見のうち、事業や方法書に対する確認事項や方法書の誤りの指摘など、答申案の意見として直接反映できないものにつきましては、別途資料4-1から4-3にまとめておりますので、御承知おきください。

それでは答申案の説明に入りたいと思っております。

資料2の1ページ「はじめに」を御覧ください。ここでは導入の部分になりますので、事業の特徴としまして、事業実施区域がサイトA、サイトB、変電所に分かれており、それらを自営線で結ぶこと、また、主な事業実施区域がゴルフ場であって、国立公園に隣接していることを説明しております。また、住民から多くの意見をいただいていることを踏まえまして、地元の方が環境への影響に懸念していることをお伝えしております。

次に、資料2の2ページ「I 全般事項」の「1 調査、予測及び評価を実施する項目の選定」を御覧ください。資料3-1につきましては1ページからになります。ここでは市や地域住民から災害、特に土砂災害に対する御意見を多くいただいていることを踏まえまして、災害に対する地域住民などの不安を払拭するために、「土地の安定性」「地下水の変化」「河川の変化」及び「土壌・土砂の流出、堆積」の評価を

適切に実施することを求めています。また、市や〇〇委員、〇〇委員の御意見を踏まえまして、サイトAや変電所、送電線の設置に係る埋設や架線の工事におきましても、環境影響評価の実施を求める内容となっております。

次に、「2 地域住民等への丁寧な説明」では、地元の意見としまして、説明が不十分であるという意見が多かったことを踏まえまして、地域住民等に対する誠意ある丁寧な説明と情報公開による透明性の確保を求めています。

「3 準備書作成にあたっての留意事項」につきましては、会長からいただきました保全措置のプロセスの御指摘と〇〇委員の環境の創出への取組に関する御意見などを踏まえまして、環境保全措置は回避、低減の順序で検討し、やむを得ない場合の対策として代償措置を講じることを求めています。

「4 その他」につきましては、庁内関係課や住民の皆様から各種行政手続に関する意見が多く出されていることを踏まえまして、関係法令を遵守し、必要な手続き等を適切に行うことを求めています。

次に、「II 個別事項」、資料2の4ページの「1 大気汚染」を御覧ください。資料3-1につきましては、7ページからになります。ここでは、市と住民の意見を踏まえまして、工事車両ルート沿いの住宅地における排ガスの影響、評価を求めています。先ほど事業者の説明にありまして、想定される交通量が少ないため、文書としましては、「必要性を検討し」という表現を用いています。また、調査項目に二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄を追加することにつきましても「検討すること」として、必須にしない表現としております。

次に、「2 騒音、振動及び低周波」を御覧ください。資料3-1は8ページになります。サイトBは別荘地に隣接していることから、住民の意見を踏まえまして、近隣の住宅地への影響を調査、予測、評価を行うことを求めています。また、市や住民からパワーコンディショナーの騒音、低周波音に対する意見が寄せられていることを踏まえまして、事例や知見を収集し、それらを検査することを求めています。

次に、資料2の「3 水質汚濁」を御覧ください。資料3-1につきましては9ページからになります。1回目と今回の審査会におきましても先ほど議論となっております。濁水の調査につきましては、浮遊物質の発生量を豪雨時を含め、調査、予測及び評価を実施すること、安全に調査を実施するため自動観測機器の設置等を検討すること、事業の実施の影響が確認できるように、調査地点、時期及び頻度を検討することを求めています。本日の審議も踏まえまして表現等につきましても御意見をいただければと思います。

また市などから、調整池兼沈砂池の構造に対する意見が寄せられることを踏まえまして、施設の規模は適切であることの根拠等を示すことを求めています。〇〇委員から頂きました雨水を調整池に一定期間、貯留することで水質が変化するという御意見につきましては、事業者の方からは溜池のように水が滞留し水質が変わる

ことは考えにくいので、水質の調査はしないとの見解が示されておりますが、影響がないと言えない、おそれがないと言えないことから、評価を求めています。

工事車両の洗浄等の排水処理方法につきましては、市や〇〇委員、住民の方からの御意見を踏まえまして、排出先の河川の水質に影響におそれがあるとして、準備書に記載を求めています。除草剤の影響につきましては、〇〇委員と市、パネルの洗浄剤の影響につきましては、住民の方から御意見をいただいておりますが、事業者の見解として、除草剤や洗剤は使用しないとしているため、答申としましては、「使用する場合には評価を実施すること」という表現にしております。

次に、資料2の5ページ、資料3-1でいいますと14ページになりますが、「4 土地の安定性」を御覧ください。「土地の安定性」につきましては、副会長と〇〇委員より、調整池を造成する位置におけるボーリング調査と安定性の評価を求める意見をいただいていることから、調査、予測、評価の実施を求めています。

「5 河川、地下水の変化」につきましては、資料3-1の16ページになりますが、〇〇委員から地下水の変化の調査の実施を強く求める意見をいただいているほか、市や住民、県庁の関係課からも多く意見が寄せられていることから、河川の水量と地下水の水位の調査と評価を求めています。特にサイトBの近隣には、別荘地の飲料水源となっている井戸施設があることから、地下水については、水質についても調査の実施を求めています。

次に、資料2の6ページ、資料3-1は17ページになります。「6 土壌、土砂の流出、堆積」につきましては、会長と〇〇委員からいただいた環境保全措置としての法面の緑化に対する意見を踏まえまして、緑化の計画においては在来種による播種や植栽を検討することを求めています。

次に、「7 動植物、生態系」についてですが、資料3-1は18ページからになります。調査範囲や調査地点等について見直しなどを求める意見が多かったことから、「(1) 全般」におきましては、目撃情報や文献、専門家等の意見を踏まえて、適切な調査地点、期間及び頻度で生息、生育状況の調査を行い、評価を実施することを求めています。

「(2) 動物」の「① ほ乳類」につきましては、〇〇委員と市の意見を踏まえまして、希少種等の生態を踏まえた、夜間を含めた調査を求めています。なお、現案では、ハタネズミとカヤネズミについては、昼間よりも夜の方が活発に活動すると考えられますので、夜行性の重要種と並べて記載しておりますが、並記が正しいのかについても御意見いただければと思います。

次に、「② 鳥類」につきましては、〇〇委員から御意見をいただいたミゾゴイの調査の実施を求めています。また市の意見を踏まえまして、希少猛禽類の調査時

期として、早春期に実施することや、営巣が確認された場合は2営巣期以上の調査を実施することを求めています。

資料2の7ページ、「③ 魚類、両生類、爬虫類及び昆虫類」につきましては、〇〇委員と〇〇委員より、冬季調査の必要性を御指摘いただいていることから、冬季を含め、文献調査で抽出された希少種を確認するうえで適切な時期を検討して調査を実施することを求めています。また、〇〇委員から御意見がありましたタカハヤ、カワヨシノボリや、〇〇委員から先ほども意見がありましたモリアオガエル等の希少種につきましては調査場所や手法を検討することを求めています。

「(3) 植物」につきましては、資料3-1は23ページからになりますが、こちらについては、市の方から冬季調査の必要性について意見をいただいていることから、冬季調査を含め、抽出された重要種を確認する上で適切な時期を検討し調査を実施することを求めています。また、会長よりいただいております調査地点数の見直しにつきましても、植生群落の構成を把握できるように、植生区分ごとに複数個所の調査を設けることを求めています。

次に、「(4) 生態系」につきましては、資料3-1は24ページからになりますが、こちらは〇〇委員からの御意見を踏まえまして、サイトBが近年減少している草原性生物の生息場となっている可能性があることから、現状の自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めることを求めています。

次に、「8 景観」につきましては、資料3-1の25ページからになりますが、こちらは〇〇委員からの意見を踏まえまして、フォトモンタージュ法による影響を評価することと、フォトモンタージュの結果については地域住民に対して十分な説明を行い理解を得るよう努めることを求めています。また、市からいただいた意見を踏まえまして、伊豆の国市観光地エリア景観計画や富士箱根伊豆国立公園公園計画書に位置づけられている源氏山、守山、韮山城跡、神島運動公園、天城山ハイキングコース、西伊豆スカイライン、伊豆スカイラインを眺望点として追加すること、また、道路や自然歩道についてはシークエンス景観への影響についても調査を実施することを求めています。

また、〇〇委員の御意見を踏まえまして、太陽光パネルの選定におきましては、景観と調和する色調やフレーム素材を検討することも求める内容としております。

次に、資料2の8ページの「9 廃棄物・伐採木及び残土」、資料3-1については30ページからになりますが、こちらにつきましては、主に市や住民の方から、パネルの廃棄や伐採木や大量に発生する残土の処理について心配される意見があったことから、予測される発生量や具体的な処分方法を準備書に記載することを求めています。

次に、「10 反射光」につきましては、〇〇委員より御意見をいただいております、また、市や住民の方からも周辺環境や道路交通への影響を懸念する御意見をいただいていることから、適切な評価と環境保全措置を求める内容としております。

「11 電磁波」につきましては、市や住民の方から電波障害を懸念する意見をいただいておりますが、こちらについては事例や意見を収集し、それらを踏まえて予測、評価を実施することを求めています。

最後になりますが、「12 その他」につきましては、地域交通への影響と、樹木の伐採や太陽光パネル設置による気温上昇、台風によるパネルの破損に伴う火災対策について、主に市と住民の方からいただいている意見になります。いずれも事例の収集や対策の準備書への記載を求める内容となっております。

答申案の説明につきましては以上になります。

(3) 答申案の調製

(会長)

はい、ありがとうございました。それではこの答申案について皆様から御意見をいただきながらまとめていきたいと思っております。1 ページから順番に進めさせていただきます。

資料3-1の市長意見、事業者見解、委員意見、事業者見解、庁内関係課意見、事業者見解、それと住民の意見に対する事業者見解を勘案して、この一番右側の答申案というところができあがっていきまして、この答申案が資料2の全文に表現されているというふうに御理解いただいて、それを見ながら御発言をお願いいたします。

○「はじめに」

※会長：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

まず、ここまでで、御意見があればお願いします。

「サイトAには十数枚のパネル」とか、「約98パーセントを占める」というところを事業者を確認していただいて、変更をしないとイケないと思っております。

他に修正があれば、お願いします。

(委員)

中段の「サイトBはゴルフ場であったとはいえ」の次に、「あったとはいえ、用途が改変されることから様々な影響が考えられる」のようなことを入れていただきたいです。それはどうしてかということ、事業者の見解でよく「既にゴルフ場であったから調査する必要はない」とか、「既にゴルフ場であったから何々」という文言が出てくるので、そのような考えを払拭するために「ゴルフ場であったとはいえ、違う用途で用いられるから、様々な影響が懸念される」というようなことを入れて、意識を高めていただきたいという希望があります。

(会長)

そうすると、例えば、「サイトBは、既存ゴルフ場の半分を利用して土地利用変更を行うものであり」ということですか。

(委員)

そうですね。要するに、もう森林は伐採されているようなことをよく言われているので。芝生の上に乗せるだけみたいな回答があるので。あと、50何年間もゴルフ場として使用されていて問題がないようなことをどこかに記載されていましたが、逆に言うと、ゴルフ場のままおいてあったからこそ、新たな用途で用いるにはいろいろな調査が必要だという認識を高めていただきたいと思います。それが私の意図ですが。そういう改変するからこそより一層の調査を、事前とか事後とか、そういうことをしていただきたいと思いますと強く希望するので、事務局の方で文章をうまく考えていただければありがたいです。よろしくをお願いします。

(会長)

皆様、瞬時に何か浮びませんか。

(事務局)

事務局ですけれども、上から6行目に「ゴルフ場の一部に太陽光パネルを設置する」という一文が入っておりますので、〇〇委員が御懸念されるところはまさに、「サイトBはゴルフ場であったとはいえ」の後に、そこは少し事務局の方で、もしよろしければ会長と御相談のうえ、「用途が変わることによる影響が懸念されるので」のような趣旨のことを入れさせていただくという対応でいかがでしょうか。

(委員)

そうですね。少し考えていただければ。よろしくをお願いします。

(会長)

土地利用の用途が変わることに関して懸念される要素も出てくるだろうということを書くということですね。

(委員)

そうです。是非、その辺を。

(会長)

他にございますか。なければ、よろしいですか。今の〇〇委員の部分を追加、2点追加するということにして、ここはまとめるということにさせていただきます。

イ 全般的事項

○「1 調査、予測及び評価を実施する項目の選定」

※会長：答申案（資料2）を読み上げ

（会長）

ここについていかがでしょう。

変電所が設置されるのはサイトAだけですか。サイトBは設置されないですか。

（事務局）

ここでいう変電所は、同じ上白岩地区の、ゴルフ場の南側に1か所に設置する予定の変電所を指しているのです。

（会長）

サイトAにも、設置されるんですよね。

（事務局）

方法書の7ページに全体の図があります。

（会長）

7ページ。はい。

（事務局）

ゴルフ場が真ん中になりますが、左下の方に変電所として1か所、ここに作ります。

（会長）

今のこの文章を読むと、「サイトAは富士箱根伊豆国立公園内に位置しており、変電所の近隣には住宅が存在する」という時の「変電所」はサイトAとは別の場所の話ですか。

（事務局）

はい。サイトAとは別の、もう1か所の事業実施区域の変電所の方を指します。

（会長）

これ、誤解を与えないですか。大丈夫ですか。

（事務局）

すみません。繋がったような形になってしまっております。

（会長）

サイトAは国立公園内、特別地域内に位置していて、それとは別ということですね。変電所の場所は、一番下の左下にあるところということですね、別に。

(事務局)

1ページの「はじめに」の2段落目ですが、こちらで本事業の実施区域を列記しておりまして、「サイトBから直線距離で4km離れたところに変電所を建設し」と説明は入れさせていただいております。

(会長)

しかし、文頭に説明を入れた方が良くないですか。私はサイトAに変電所ができると読んでしまいました。

(委員)

変電所の場所、住所を入れてはいかがでしょうか。これは混乱を生じてしまいかねません。

(会長)

地名を書いた方がいいということですか。

(委員)

サイトAとサイトBと離れた場所に設置されている変電所ということを明記してください。

(会長)

伊豆市〇〇に計画されている変電所。それをなんとか上手に入れて下さい。他にございませんか。御意見、特によろしいでしょうか。なければ次に行きます。何か気づいた点がありましたらまたフィードバックして下さい。

○「2 地域住民等への丁寧な説明」

※会長：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

ここはよろしいですね。

○「3 準備書作成に当たっての留意事項」

※会長：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

ここはいかがでしょうか。〇〇委員からも以前お話があったかと思いますが、最近、植物もそうですが移植が前提で色々なことが書かれているので、やはり最初に立ち戻って、しっかりと検討の順番をお願いしますという趣旨で追加させていただきました。

(委員)

代償について付け加えていただいて大変有り難いのですが、もう少し加えるならば「代償措置を講じ、可能な限り生態系の保全に努める」という言葉を入れていただくと更に有り難いと思います。

(会長)

ありがとうございます。それは入れさせていただきます。他にございませんか。では、これで良いということで。

○その他

※会長：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

これは当然のことなので、よろしいですか。

ウ 個別事項

○「1 大気汚染」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

いかがでしょうか。○○委員いらっしゃいますか。ここの大気汚染の文章はいかがでしょうか。

(委員)

拝見しましたところ、特に問題ございません。

(会長)

特に修正等はないですか。

(委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。資材の搬入・搬出は伊豆スカイラインを使うという話でしたが、それ以外の場所で搬入・搬出のための工事用車両が通ることはない、つまり、住民がいる所を通ることはないと思って良いですか。そういうわけではないですよ。

(事務局)

本日の説明は、伊豆スカイラインを資機材等の運搬に使いまして、それ以外の道は従業員や作業員の移動に使うという話ではありました。

(会長)

少し心配なのは、その資機材を運ぶための台数が1日10台程度で、かつ伊豆スカイラインを通過して生活圏を直接通らないのであれば、事業者に要求する必要があるのかどうか。その点どうでしょうか。伊豆スカイラインだけでもないような、途中で生活環境圏があるので追加するということが良いのかどうか。

(事務局)

規模の問題があるかと思いますが、変電所の建設にあたっては、伊豆スカイラインから来たとしてもいずれかのルートで下に回ってくるということも想定としてはあり得るかと思います。

(会長)

わかりました。この変電所に行く間に生活圏を通過する可能性があるから追加する必要があると思えばよろしいですね。

(事務局)

はい。

(会長)

わかりました。ほかよろしいですか。

○「2 騒音、振動及び低周波音」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

これについていかがでしょうか。〇〇委員いかがですか。特によろしいですか。

(委員)

適切に記載しているかと思いますが。特に「事例や知見を収集し」というところが非常に重要な指摘だと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。それじゃあ、次の水質汚濁お願いします。

○「3 水質汚濁」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

ここのところはいかがですか。はい、どうぞ。

(委員)

先ほど議論になった豪雨のところの表現というのは、これは、大丈夫ですか。

(会長)

具体的にどの辺りでしょうか。

(委員)

最初のところの「豪雨に伴い大量に発生することから」というところについて、事業者はもやもやしていましたけれども。

(会長)

予測はするという話なので、現地はどこまで行くかは別にして、一雨 40 mm くらいまではしっかりと行っていただきたいなど。

(委員)

表現がこれでよければ別に。

(会長)

はい。〇〇先生いかがですか。

(委員)

むしろ少し強めに書いた方が努力して行っていただけるのではないかと思います。

(会長)

他にいかがですか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

○「4 土地の安定性」

※事務局：答申案（資料 2）を読み上げ

(会長)

ここはよろしいですか。はい、どうぞ。

(委員)

加重がかかるのは「調整池が設置される位置」ではなく「堰堤」と思うので、「調整池の堰堤については」という表現にしてはどうかと思います。

(会長)

「新たに設置する調整池の堰堤については」と。

(委員)

2 段落目も、「調整池が設置される位置」ではなく「堰堤が設置される位置」としてはどうかと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

(事務局)

2行目の「調整池が設置される位置」の「調整池」を「堰堤」に。

(会長)

そこも同じように。はい、ありがとうございます。

○「5 河川、地下水の変化」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

この点、いかがでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

○「6 土壌・土砂の流出、堆積」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

いかがでしょうか。特に修正意見がないようですので、次に行きます。

○「7 植物、動物、生態系」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

動植物、生態系について、修正意見がありましたらよろしくお願いします。

(委員)

先ほど、「③ 魚類、両生類、爬虫類及び昆虫類」で申し上げた意図は、確認するための調査と守るための調査は違うということです。「両生類、爬虫類は冬眠のために冬季に生息場所を変える種が多い」というのは、どちらかという守るための調査かと思しますので、それでいいですと、「文献調査で抽出された希少種を確認・保全」と入れていただくのが良いかと思します。

(会長)

はい、ありがとうございます。「文献調査で抽出された希少種を確認・保全」を入れるということですね。

(委員)

確認するだけでなく守るための調査ということです。

それと、もう一つ可能であれば、生態系のところで、「草原性生物の生息の可能性はある」というのはもちろんですが、今回大事だと思っているのは、新たに造る調整池が新しい生息地となり得るということで、その点も書かせていただければと思い

ます。修正提案を申し上げると、「なっている可能性があり、また調整池には様々な生物の生息地となり得る」としていただければと思います。「生育、生息」の両方ですね。「現状の自然環境の保全と再生」としていただけると、とても前向きになると思います。

（会長）

事前に事務局と議論したのは、2ページの「準備書の作成にあたっての留意事項」で、「回避、低減、代償措置を講じること」と入れたのは、事業実施に伴う環境影響評価をして予測、評価した結果、保全すべき対象がある場合に改良するというのがアセスの前提なので、純粹に創出ということを文章に入れるのは難しいのではないかという議論がありました。今の先生の話で「創出」というよりは「再生」とか「代償」ということであれば、今回の事業によって失われる自然の再生という意味では環境アセスの範疇と考えたので、そこは「創出」というよりは「再生」ということでよろしいですか。

（委員）

はい、良いです。あと、先ほどの修正案が「調整地には」ではなく「調整池は」ですね。よろしくお願いします。

（会長）

調整池を保全と再生の場にするような配慮をしてほしいということですね。わかりました。

（委員）

そうしていただければと思います。

（会長）

他にございますか。お願いします。

（委員）

大したことではないのですが、魚類や植物のところに調査時期のことが書いてあるので、全般の2行目のところに、「適切な調査時点、時期」と「時期」を入れたらいかがかと。

（会長）

「期間」の前に「時期」を入れると。

（委員）

「期間」と似ているとは思いますが。

(会長)

他にございますか。

(委員)

鳥類のところですが、審議でも渡りの調査も必ず行うことをお願いしていたので、3段落目の「希少猛禽類の飛来状況を確認するとともに」の前に「渡りを含め」と入れていただくと有り難いと思います。

(会長)

はい。

(委員)

その上の2段落目ですが、伊豆市からの意見を踏まえて「3月も現地調査を行って下さい」とありますが、猛禽類の調査の設定が2月と4月から8月になっており、クマタカを想定しているかと思います。たくさん調査していただくのは有り難いと思いますが、事業者に必要な以上のことをお願いしてはいけないという気がします。

クマタカの求愛と造巢の時期は1月から3月で、2月というのが一番大切な時期で、事業者もそれを承知して2月を調査時期に入れていると思います。事業者が自主アセスをしたときに、ゴルフ場のエリアの中にハイタカというタカの仲間の希少種がいて、その繁殖時期が4月からなので4月から調査をして、夏に渡ってくる渡り鳥のタカの仲間も夏場の時期の調査が入っているので確認できることを考えると、この答申案の中に具体的に「3月も調査しなさい」と入れることがどうかと。そこまで書かなくても良いのではという気もします。「全般」に「適切な調査地点と時期」と入れているので、そこはなくても良いかと思います。

(会長)

事業者は、既に2月に調査を行うと。

(委員)

はい、それは方法書に書いてあります。

(会長)

では、ここは「3月」を消して「早春季」ではだめですか。

(委員)

そうですね。調査を行って頂けるなら1月からやっていただいた方が。要するにたくさん行えば極めて高い確率で確認できるということはありますが、風力であれば「絶対やって」と申し上げるのですが、太陽光であるということも含めて、「2月にきちんとやります」と言っているので、2月で確認したうえで、さらにもシクマタカが近隣にいれば4月以降の調査でも確認できると思うので、敢えてこの2行を入

れなくても良いのではないかと思いますのですが、伊豆市の気持ちもあるのでお任せします。

(会長)

他の先生、いかがですか。これは2月、3月というのは、事業者がいるところで議論してましたか。

(委員)

議論してないです。

(会長)

事業者からしてみると、突然という感じですか。

(委員)

そうですね。でも、伊豆市の意見は御覧になっていると思います。

A3の資料21ページに、伊豆市の「早春期に実施する、現地調査を行う」ことに対して、事業者は「猛禽類の調査手法につきましては複数の専門家の助言を得ながら検討いたします」となっています。行うとも特に書いてはないですけど。

(会長)

市長意見では3月と具体的に書かれている。どうでしょうか。

(委員)

「希少猛禽類は種によって繁殖時期が異なるので、それぞれ適した時期に調査すること」とすれば。

(会長)

それはどうですか。

(委員)

それでは、最初に入れたらどうですか。鳥類だけではなく繁殖期は重要だと思うので、全般のところにその文言を入れた方が全体を網羅できるから良いと思います。

(会長)

ただ、あんまり全般に入れてしまうと事業者が何を言われているのかわからないと困るので、やはり鳥類のところ、いま、御意見が出たように「希少猛禽類は種によって確認適期が異なるころから、それぞれの種に最適な現地調査時期を検討し、実施すること」でいかがでしょうか。

(事務局)

委員が手を上げています。

(会長)

お願いします。

(委員)

哺乳類のところ、先ほど夜行性について事務局の方から質問がありましたので意見を述べさせていただきます。5行記述がありますが、3行目からいきますと、「夜間調査等」を削除して、「希少種が生息する可能性があることからその生態を踏まえ」、その後に「夜間調査等適切な」を入れて、「調査場所及び手法を検討すること」という文案を考えました。

2行目の「夜行性の」というところですが、ハタネズミもカヤネズミも夜行性ではありますが、ここでは「希少種」ということを指摘したいと思いますので、2行目の「夜行性の」というところは、あっても良いですが削除した方が文章としては良いかという印象があります。

植物のところですが、サイトBのところの「シカやイノシシの食害を防止する」というよりは「シカやイノシシの侵入を防止する」という文章の方が良い感じがしました。御検討下さい。お任せいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。では、哺乳類については、「サイトB及びその周囲には、ニホンザル、ニホンリスのほか、ホンドモモンガ、ムササビ、コウモリ類、ヤマネ、ハタネズミ及びカヤネズミ等の希少種が生息する可能性があることから、その生態を踏まえた夜間調査等の適切な調査場所及び手法を検討すること」でよろしいですね。

それで、植物のところは「シカやイノシシの食害」を「シカやイノシシの侵入を防止するため」に修正するという事でよろしいですね。

○「8 景観」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

「蕪山城跡」の「跡」は、「跡」ではなくて「址」では。

(事務局)

確認します。

(会長)

はい、御意見ございますか。

(委員)

景観の場合、「既存のゴルフ場」と書いてありまして、他のところでは「サイトB」と表現しているので、同じ用語を使った方が良くと思います。サイトBの活用及び直線距離8 km以上離れたサイトAと変電所を送電線でつなげるという事業特性、この場所で事業を実施すること。

その次ですが、フォトモンタージュの時の写真の撮り方を書いてありますが、景観はガイドラインに即してフォトモンタージュを作成していただければ良いので、あえて写真撮影の方法について入れる必要はないかと思えます。過去に、不鮮明な写真に基づいて住民に説明してしまった事例があるので記載されて入れているのかと思えますが、「ガイドラインの内容に順守し」ということがあれば良いのではないかと思えます。

(会長)

7ページの4行を消して、その代わりに具体的な国立公園のガイドライン名を書くということですね。

(委員)

ガイドライン名は書いてありますので、「ガイドラインに基づきフォトモンタージュ法により影響を予測、評価し、フォトモンタージュの結果について住民に説明しなさい」と。

その後ですが、パネルの色だけではなく、「本事業で建設される変電所、パワーコンディショナー、送電線に加えて、太陽光パネルの選定については景観に調和した色調やフレームを検討すること」にした方が良くのではないかと考えています。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

それともう1点です。自営線が埋設される前提で進めてよろしいと受け止めてよろしいでしょうか。それでなければ、自営線が視認されるとなりますと、そこへの景観配慮が不可欠かと思えます。

(会長)

そうですね。前回も自営線は全部埋めると言っていましたよね。

(事務局)

今のところ、ほとんど埋めると聞いていますが、架線と埋設の明確な区域というのはまだ決まっていないです。

(会長)

では、それを前提に書きますか。「自営線が埋設ではない場合には」とか。

(委員)

集落の近くの変電所から埋設して送電するのは、かなり大変な工事になってくると思うので。

(会長)

しかし、前はそういう話でしたので。それ以上話は進まなかったですから。

(委員)

国立公園に隣接するところがありますので、送電線の位置付けというのは大きいと思っています。

それから、サイトAですが、国立公園内にあるので、先ほどの御説明にもありましたけれども、やはり「環境省の指導により進めること」も入れた方が良いのではないかと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。ガイドラインは風力のガイドラインでよろしいですか。

(委員)

はい。宜しく願いいたします。このガイドラインには、景観影響評価手法が掲載されておりますので。

(会長)

準用でいいですね。それから「事業で使用する太陽光パネルの選定にあたっては」というところについては。

(委員)

「送電線に加えて、太陽光パネルの選定においては景観と調和する色調やフレームを検討すること」と。要するに、事業にかかわる付帯設備の全部ということです。それと、サイトAは国立公園内の建設になるので、環境省の指導助言を求めるということです。

(会長)

送電線のところには「送電線になった場合は」という趣旨をどこかに入れるということですね。

(委員)

「埋設でなければ必ず」ということです。「埋設します」と方法書には書いてありますので、それ以上は申し上げられないですが、現実的には難しいと思います

(会長)

それでは、事業者の確認をして、埋設以外の可能性があるのであれば「送電線等に変更になる場合には」等の言葉を入れるということで。

(事務局)

わかりました。あと、よろしいでしょうか。サイトAが国立公園内にあるので、環境省の指導助言を受けるという御意見ですが、景観に限らず全般的な話になると思いますので、最後の「その他」に入れさせていただければと思います。

(会長)

わかりました。すべてにわたる内容ということですね。はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

(副会長)

景観の最初の文章で、素朴な質問ですが、「事業特性」というのは何を想定しているのか。「大規模な面積の土地に太陽光パネルが設置されるという事業特性」とはどのようなことを指しているのでしょうか。

(委員)

3つの地点を繋げるということではないでしょうか。

(副会長)

この文章だけでは読み取れないのではないのでしょうか。サイトA、B、変電所と分かれていることであれば、そのように書かないと分からないのではないのでしょうか。

(委員)

そのようにしていただこうと思ったのですが、大分簡素化されました。私は、この既存のゴルフ場の活用を、直線上で8キロ離れた2か所のサイトと変電所という実施区域を送電線で繋げるということが本事業の特性ではないのでしょうか。

(副会長)

それを書かないと意味が分からないと思います。現案では、単に規模が大きければ影響が大きいということを言っているだけでは。

(委員)

事業場所を他の項目と同じように記載して頂かないと先生のおっしゃる通り意味不明になってしまうと思います。

(事務局)

今回、大きな面、大きな規模ということがありますので、「大規模な」というところは残して、その前の部分に、御意見にあった「3カ所を繋ぐ」という点を合わせて書くということではいかがでしょうか。

(会長)

事業特性というのは、そういう連結される事業特性ですね。

(委員)

点在している。

(会長)

点在している、跨がっている、そういう事業特性ですよ。

(委員)

主体はサイトBですが、サイトAの発電所があるという特異な事業特性だと思います。

(会長)

大規模な面積の土地…。

(委員)

ここ（大規模な面積の土地）はサイトBのことを謳っているのでしょうか。

(事務局)

サイトBを想定していますので、例えば、「サイトBに大規模な面積の土地に太陽光パネルが設置されることに加え、サイトAと変電所を連結するという事業特性」のような文章はいかがでしょうか。

やはり事務局としては、「繋ぐ」という特性ももちろんありますが、一番大きな環境への影響ということを考えて、大きな面として、大規模に太陽光発電施設ができるということが事業特性であると考えまして、原案と御意見の両方の要素を入れるような形でまとめたいと思います。

(会長)

最初に国立公園を入れるというのはどうでしょうか。「本事業が景観に及ぼす影響については、富士箱根伊豆国立公園に近接するサイトBにおいて大規模な面積の土地に太陽光パネルが設置されるということ、またサイトA、サイトB、変電所を自営線で連結するという事業特性を勘案し」という感じでいかがでしょうか。また最後に調整するとして、中身はこれでいきたいと思います。

○「9 廃棄物、伐採及び残土」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

ありがとうございます。何か修正意見ございますか。特にないようでしたら次をお願いします。

○「10 反射光、輻射熱」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

はい、いかがでしょうか。よろしいですか。影響がまだ明らかになっていないので、事例収集、知見収集ということで、ここは上げさせていただきました。

(委員)

「生態系」を「生態系・生活環境」に修正をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

○「11 電磁波」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

はい、ありがとうございます。では、「その他」をお願いします。

○「12 その他」

※事務局：答申案（資料2）を読み上げ

(会長)

はい、ありがとうございます。ここのところ、どうですか。

さらに、「その他」には「サイトAが国立公園内に入っているので、環境省の指導助言を求め、適切に対処すること」を入ります。

(委員)

「その他」ではなく戻ってもいいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

「11 電磁波」ですが、「パワーコンディショナーや送電線から発生する電磁波が電波障害としてラジオや防災無線・生活環境」としてください。

(会長)

ありがとうございます。これで全体を見ていただきました。時間もありませんので、後は会長と事務局の方で適宜修正させていただきますので御了解ください。どうしてもいま御発言があるという方はお願いします。

ないようでしたら、事務局の方にお返しします。

4 閉会 (事務局)

御審議ありがとうございました。いま会長からも御発言がありましたように答申における表現等につきましては、事務局が会長と調整させていただきます。

それでは令和3年度第7回静岡県環境影響評価審査会を閉会します。長い時間におわりありがとうございました。